

令和 6年 7月22日

大阪市長 様

一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟

会長 岡本 佳

大阪市児童福祉施設連盟

令和7年度の業務改善要望について 会長 岡本 佳久

この業務改善要望事項が大阪市の施策に反映されることを要望します。



令和7年度 業務改善要望

連盟からの要望事項

物価高騰への支援の拡充について

今般の物価高騰は、福祉サービスを必要とする生活に困窮する方々の暮らしはもとより、社会福祉法人・福祉施設等にも大きな影響を及ぼしております。

水道光熱費や燃料費等の負担が上昇しており、こどもの命と生活を支える事業の継続をすることが困難な状況になっています。福祉施設は、国が定める公的価格により経営するものであり、経営努力のみで対応し続けることは困難です。安心・安全かつ質の高い支援を継続するため、物価高騰への支援の拡充を検討いただきたい。

人材確保支援を含む、職員処遇改善について

社会的養護の施設を対象とした、大阪市が保育所等を対象として独自で実施している「新規採用保育士特別給付補助金」、「保育士宿舍借り上げ支援事業補助金」等に見合うような、人材確保支援を含む、職員処遇改善補助金の検討を求める。

社会的養護の施設においても保育所等と同様に人材不足が深刻化しており、職員確保が困難となっている状況は同様である為、是非検討いただきたい。

乳児院からの要望事項

1. 乳幼児への職員配置基準の改善及び専門的なケアが必要な乳幼児の養育

に際し、専門職員の配置をされたい。

(1) 子ども1人に対して、最低でも3人の職員配置をされたい。

- ・不安定な環境の中で出産した乳幼児（未受診、自宅分娩など）は、その成長過程で心身に少なからぬ影響を及ぼすため、より一層の支援の充実のため職員配置基準の改善と夜勤体制の充実を確保するためにも職員配置を改善されたい。
- ・上記職員配置改善に、国としてすでに予算化されている「指導員等を目指す者」及び「夜間等の補助職員」の職員配置を早急に予算化し提示されたい。

- (2) 障害児への手厚い支援のための加算の充実と担当職員の配置をされたい。
- ・障害のある子どもひとりに対し職員ひとりの配置とし、さらに理学療法士・言語療法士・作業療法士・心理職等の補助単価のアップをされたい。
- (3) 低出生体重児への支援を充実されたい。
- ・「乳児院病虚弱等児童加算費」の適用拡大、また事故防止徹底のための機器(乳幼児体動モニターとP Cの連動システム・一般医療機器クラス I)は欠かせないものであり、最新機器への導入費用も含め、全額補助とされたい。
- (4) 乳幼児の予防接種は、インフルエンザ・新型コロナウイルス等すべて対象とされたい。
- (5) 地域小規模化かつ分散化、高機能・多機能化など一部示されていますが、まだ事業内容で示されていないものもあり、特に運営や職員配置等の根拠を明確に示されたい。
- また、地域小規模化かつ分散化について、児童養護施設と同様に、乳児院についても、分園化を事業化されたい。また、危機管理の観点から夜勤体制が常時2名となるよう配されたい。
- (6) 医療機関への通院等に係る職員交通費の補助をされたい。

2. 緊急性を要する乳幼児の生命を守る支援の充実について

- (1) 安心して対応できるよう一時保護委託費を充実されたい。
- ・大阪市内において緊急一時保護の乳幼児も増加しています。そのため空床の一時保護委託児への加算の充実と一時保護専用室を設ける「一時保護実施特別加算費」は、敷地内やいわゆる外だしであっても、最低でも職員配置基本部分(利用人数6人)2.5人と地域分散化加算3人までの配置とし、さらに、常時2人体制の夜勤が可能となるように職員の配置をされたい。
- (2) 一時保護委託児童をユニット加算の対象にされたい。
- (3) 一時保護委託前の検診を徹底されたい。
- (4) 病虚弱児加算の適用を拡充されたい。
- ・複数のアレルギーのある乳幼児に常時処置する必要がある場合がある。しかし、アナフィラシキーを起こさないよう職員が付ききりでみなければならない子どもなどに対しても加算(特例として)の対象とされたい。
 - ・理学療法士を加配していなくても、リハビリに通所し医師や理学療法士の指導の下、看護師・保育士が訓練をしている時間を点数に反映されたい。

3. 親・家族に寄り添った支援の充実について

(1) 里親支援事業の充実について

- ・「里親委託等推進委員会」での成果や課題、今後も関係機関との連携のあり方や効果的な手法の検討をお願いします。

4. 市町村との連携強化について

- (1) 「市町村担当専門相談員」(仮称)の配置をされたい。
- (2) レスパイト・ショートステイの利用について、述べ人数を暫定定員計算に導入し利用料金の補助をされたい。
- (3) ショートステイの利用される保護者において、対応困難なケースについては、区やセンターからの依頼とされたい。
- (4) 保育所など訪問支援の活用の現状について示されたい。

5. 新型コロナウイルス 5 類移行に伴う一時保護児の受入について

- (1) 感染児童において高熱発生などの急性期時においては医療機関での対応をお願いしたい。又一時保護受け入れ後に発症や症状が出た場合は受け入れ先の医療機関の確保をお願いしたい。

児童養護施設からの要望事項

1. 物価高騰における地方創生臨時交付金の活用について

- 1) ウクライナ情勢・新型コロナ感染・円安等が原因とされる近年の物価高騰は第一種社会福祉事業を運営する法人や施設にとって打撃が大きく措置費の増額も少なく、また国の電気ガス価格激変緩和対策事業がなくなり、ガス電気価格の大幅値上げは必至で、昨年同様、大阪市の地方創生臨時交付金における重点交付金対象事業として継続していただきたい。また高騰における給付金も被課税世帯への給付方法でなく施設利用者に関しては負担している施設への給付に出来ないでしょうか？

2. 高校生の塾代増額について

現在、高校生の塾代として上限月額20,000円～25,000円の補助金給付ですが、

高校生の塾代は年間 約50万～70万円（週3回～5回程度通塾）夏季や冬季に開催される特別講座は20万程度必要で、また大手有名塾だと合わせると100万円以上の経費がかかります。現状、高校生が通塾すると殆どの施設がその差額を支払っており場合によっては倍以上の負担を背負います。ここ数年、大阪市児童福祉施設連盟の中学生3年生の進学率は100%近くに達しており、高校3年生においても40%以上の進学実績があり今後も増える見込みです。ぜひ大阪市の単一助成で補助金の増額検討をお願いします

3. 保育所職員と同等の対応について

保育所職員と社会的養護が必要な児童施設の職員では、採用求人の手段として1年間とはいえ保育所職員には住宅の家賃補助があり、また大阪市は4年間就職のお祝い金及び勤続継続のお祝い金が給付され（大阪市新規採用保育士特別給付補助金制度）、社会的養護の職員には支給されません。また、他にもウェルカム採用補助金事業など保育所職員のみ適応する補助金事業が数多くあり、大阪市の単一助成でもありますし、ぜひ同等の対応していただけるようにご検討ください。

4. 措置費及び加算における地域基準の格差について

- (1) 大阪市外にある助松寮（泉大津市）、長谷川羽曳野学園（柏原市）、弘済みらい園、のぞみ園（吹田市）の4施設に於いては地域間格差による経営上のハンデを抱えています。措置費保護単価の設定に於いて助松寮に至っては、大阪市内の施設の半額以下の金額設定となり、各部会・委員会、研修等の開催地は殆どが大阪市内で行われ、その際にかかる出張交通費、人件費等の支出は大阪市内の施設と比べ多額の出費となっています。

《地域区分》 （比較例）

- ・大阪市内の施設 ⇒ 16/100
- ・弘済みらい園、のぞみ園（吹田市）⇒12/100
- ・長谷川羽曳野学園（柏原市）⇒ 10/100
- ・助松寮（泉大津市）⇒ 6/100

今後の小規模化や施設の高機能化・多機能化等への転換や施設の建物の老朽化による修繕や建て替え費用等を考える時、運営上の経費の圧迫状況が更なるハンデとなってくる。依って大阪市内の施設同様の扱いをして頂きたい、地域区分の格差是正をお願いします。

- (2) 地域基準の数値については、国と自治体もしくは国が決定されるかと思われそうですがどのような理由で決められているのでしょうか？

（人口 人口密度 路線単価等？ ）

※ 昨年の回答は確認しておりますが 大阪府 堺市と共に国に確認し見直しすることは出来ませんでしょうか

5. 障害児に関する加算

発達障害をはじめ何らかの障がいを抱えた子どもたちが、施設から自立するケースが増加傾向にあります。

施設を退所後も継続して支援を受けながら自立した生活を送るため、入所中より「区分認定」「受給者証」「障害年金」「成年後見人」等の様々な申請及び契約の他、「放課後等デイサービス」「グループホーム」「相談支援員」等、先方との渉外を保育士等が担っており、日常業務に対する相当な負荷となっている現状があります。

障がいサービスは複雑な制度になっているため、より専門的な知識を持つ職員のサポートが必要と考えます。家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員のような『障がい支援専門相談員』等の増設を望みます。

母子生活支援施設からの要望事項

1. 在籍中の障害福祉施策活用拡充について

障がいを抱える母子が、在籍中からヘルパー等の障害福祉サービスの利用ができるよう検討されたい。

- ・入所中の母子においては、何らかの障がいを抱えている方が増加している。また、入所後に障害者手帳を取得し、障害施策の活用が望ましい方も多い。

現在、在籍中に使える障害福祉サービスとしては、障害児通所支援、就労支援等限定されている。

- ・母子生活支援施設は、入所中から退所後の生活を見据えての支援が根底にあり、退所後の地域生活にスムーズに移行するためにも、在籍中より居宅介護支援、短期入所支援等を活用できることが望ましく、在籍中に支援環境を整備することも退所支援である。

配置可能となった、自立支援担当職員及び障害児受入対応職員によるコーディネート新たな地域福祉サービスの展開の1つとして捉え、障がい福祉機関と連携した取り組みをより一層深める体制づくりを強く希望する。

2. 母子生活支援施設の居住機能の有効活用について

母子生活支援施設には、家族で生活できる居住空間が既に整備されており、多様な課題を抱える母子家庭を支援してきたノウハウと実績がある。

一時的な利用として、地域の福祉ニーズに柔軟に対応できるよう、弾力的な空き居室の活用を許可されたい。

- ・ひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業等の施策実施を検討するにあたり、母子生

活支援施設の柔軟な活用を検討頂きたい。

- ・法改正の基、各区役所に新たに設置された、こども家庭センターの始動によるニーズに柔軟に対応・連携し地域の子育て世帯の支援に貢献したいと考えている。

3. 新規設置のこども家庭支援センターに母子生活支援施設の機能と役割について周知されたい

- ・母子生活支援施設は、産前・産後支援、アフターケアを含む地域支援、親子関係再構築支援、の3つの支援を柱として、更なる高機能化・多機能化を進める仕組みを検討している。
- ・法改正を受けて各区役所に新たに設置された、こども家庭センターとの連携・協働を進めていくため、母子生活支援施設の機能と役割についての理解を深め、またその定着を図り、子育て世帯の家庭・養育環境への支援を確実に提供する仕組みづくりを確立されるよう希望する。

障害児入所施設からの要望事項

1. 児童発達支援に係る利用者負担無償化について

障がいのある子どもをもつ保護者が安心して産み、育てられるよう、児童発達支援事業の利用者負担額無償化について国へ要望していただくとともに、既に無償化を実現している他市同様に大阪市独自の公的な助成を求めたい。

＊中央区、文京区、墨田区、豊島区、足立区、葛飾区、千代田区(R6.4～)は既に無償化実施。
他区も追随

2. 大阪市通園交通費の対象拡大について

人工呼吸器を携帯する医療的ケア児へも対象を拡大していただきたい。近年、肢体不自由児ではなく、歩行は可能だが気管切開で人工呼吸器を装着している医療的ケア児が増加している。本制度の規定には、「肢体不自由児であって、公共交通機関により通園することが困難なため自家用車等による通園が特に必要であると市長が認めた場合」とあるが、人工呼吸器や吸引機など他の物品を携行するために自家用車の使用が必要な場合も対象とされたい。

3. 地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて

大阪市では、障がいのある子もない子も同じ地域で育むインクルーシブ施策を推進されており、各種会議の中でも、近年、地域の保育所、幼稚園等において障がい児の受入れが進んできている、特に医療的ケア児については法律も施行され施策を講じているところと報告されている。しかし、実際には障がいを理由に入園、利用を断られたり、保護者の付添を条件とさ

れたり、大阪市の報告と現場の状況に乖離があるように思われる。看護師や加配職員の配置ができない等、各区によっても対応は様々で、自宅や就労先から遠方の施設を探す保護者もいる。また、重心以外の医療的ケア児や既に児童発達支援を利用している児の受入れを拒まれるケースも多い。そこで、大阪市においては、各区の現状の受入れ状況を把握していただき、医療的ケアを含む、あらゆる障がいを経由とする入園拒否や待機児童の速やかな解消を求めたい。

4. きょうだい支援への助成について

令和6年度障害福祉サービス報酬改定において、家族支援の中にきょうだいに対する相談・援助も加算の対象とされたが、引き続き、大阪市独自のより積極的かつ柔軟な施策、支援を求めたい。

5. リモート支援（オンライン保育）による算定の継続について

令和6年度障害福祉サービス報酬改定における家族支援の中でオンラインによる相談・援助も対象とされたが、代替支援は含まれず単位も低く設定されている。感染予防の他、入院、家庭環境や引きこもり等、様々な理由で支援に通えない児に対する児童発達支援の代替支援として算定可能なよう、国へ要望していただくとともに大阪市独自の施策を講じていただきたい。

6. 大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について

保育士の確保のために、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等へ勤務する新規採用保育士特別給付に対する補助事業・保育士宿舎借上げ支援事業等の各種事業が存在する。

求職者の視点で保育所等と児童発達支援を比較した場合に、同じ子どもを対象としているはずなのに、あきらかに就職した時に差が存在することから、児童発達支援も各種事業の対象とするよう要望する。

数年にわたり同要望をお願いしており、国に対し要望するとの回答をいただいているが、大阪市独自の積極的な施策もあわせて求めたい。

7. 障害児入所施設の職員配置の3対1について

2021年度より福祉型障害児入所施設の職員配置は4対1となったが、虐待によるケアニーズの高い児童の入所増加や自閉症等の発達障がい児への個別対応、各学校への送迎や協議など現行の職員配置では不十分である。また夜勤体制になり、日中の人員確

保や個別による保護者対応も増加していることから、児童の安心と安全を確保する為に、職員配置を3対1とすることを国に強く要望して頂きたい。更に、職員配置が3対1に改善されるまでは、大阪市独自の加算等の制度創設を重ねてお願いしたい。

8. 被虐待児受入加算の期限の延長（1年間を3年間に）について

現在「被虐待児受入加算」が算定されており、加算費は対象児童1名につき1ヶ月「40,800円」支給されているが、期限が1年間のみと決められている。しかし、虐待児童の支援は1年間で終わることはなく、心理的な支援や「こころのケア」の受診付き添い、保護者対応など長期間の支援が必要であることから、1年間という期間を3年間に延長してほしいと国に要望していただくとともに、それまでの間については、大阪市独自で何らかの手立てを検討頂きたい。

9. 障害児入所施設の実態に見合った支給について

校外学習の諸費用や学校内でのクラブ活動に参加する際に必要な物品の購入、試合等の遠征に係る交通費は、現在措置費の支弁がなく施設負担または本人の児童手当を活用しているが、入所年齢によっては児童手当がない児童、また退所の際に係る費用確保の為、できる限り手当の使用は避けたいこともあることから、学校内での郊外学習費用やクラブ活動に係る支弁についても国に要望して頂きたい。なお、「校外学習諸費用」「クラブ活動に係る給付金」を、国が支弁するまでの間については、大阪市独自の支給方法など何らかの手立てを検討いただきたい。

10. 措置停止による受診券の利用停止について

児童が、施設から地域移行をする際、障害福祉サービスを利用してグループホームの体験利用をしているが、措置停止により受診券が利用できない。現状は、児童が病気や怪我により通院等をする際、関係機関に連絡等を行い通院している現状である。受診券は、児童福祉法に基づき、児童福祉施設等に入所児童に対して発行している医療費の公費負担制度であることから、措置停止中であっても利用できるよう国に要望していただきたい。

11. 障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について

携帯電話等はさまざまな情報にアクセスするための通信手段として、日常生活において有効なものとなっており、中学生以上の携帯所持率は90パーセントを超え、生徒間の連絡もモ

バイル端末でのコミュニケーションが一般的になっています。児童養護施設等に入所する児童と同じよう、措置費から通信料を支弁できるように国に要望していただきたい。

1 2. 障がい児入所施設の実態把握について

法改正や社会的要因があり、障がい児入所施設への入所理由や障がい程度が多様化している。これに伴い職員へ求められる専門性や手厚いケアニーズが高まっているものの、看護師や心理士等専門職の配置、福祉サービスや社会資源の利用においては、かなりの制限がある。また、児童養護施設と比して、小規模ユニット化などの設備整備費は進んでいない。制度上の枠組みは「高齢者施設等」分類されることが多く、他の児童福祉施設と大きく異なっていることで差ができる実情は改善されるべきであることから、まずは福祉型障がい児入所施設の実態把握について国に要望して頂きたい。

1 3. 産休等代替職員補助金の対象施設拡大について（通所・入所共通）

利用者の適切な処遇確保を目的として、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病の為、長期にわたって休暇を必要として休業する場合は、産休等代替職員を臨時的に任用する為の補助金が、保育施設や児童養護施設、児童心理治療施設等に存在する。同じ子どもを対象とした施設である為、障害児施設を対象とするよう要望する。

児童心理治療施設からの要望事項

1. プレイルームについて

児童心理治療施設においては、児童に対する心理治療が義務付けられており、児童に専任の心理療法士が配置されている。心理療法については、遊戯療法やカウンセリングなどを実施しているが、概ね特定の日時に週1回個室で行うことが必要となっている。しかしながら、建物の関係で心理治療が実施できるプレイルームなどのスペースの確保が困難な状態となっており、十分な効果があがっているとは言えない現状にある。

効果的な治療を進めるため、プレイルームの整備や増築等の設備費用を求める。

2. 通所の職員配置基準について

入所事業については職員配置基準の見直しが行われ一定の改善が行われた。

厚労省は、情短施設の通所事業について、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要と位置付けているが、職員配置基準の見直しは行われなかった。

通所機能の活用として、児童養護施設の入所児童の二重措置は認められたが、このことだけ

では、地域のこども＝通所児童への治療・支援の充実強化が見込める状況にはない。

一方で通所が必要な児童が障害児デイケアと併用できないなど弊害が出てきている。

通所機能を最大限活用するためには、アウトリーチ型の支援が重要といえ、それに見合うための職員配置基準の改正が急務であり、そのための予算措置を求める。

3. クールダウン室の設置について

児童心理治療施設には、感情統制力の困難さを有する児童が多く入所している。感情統制力を失い、興奮している子どもは自力で落ち着くことは難しく、自傷他害に至ることが多い。この場合、まずその子どもを“刺激から離す”方法が有効であり、児童自身の対処スキルを増やすことも期待でき、生活の安全性も高められ、より治療的な環境を整えられる。

このように刺激が少なく、自傷他害に及ばない環境ともなり得るクールダウン室の設置は必要不可欠で、他の地方自治体においても児童心理治療施設には必ず設置されている現状がある。

しかし、大阪市管轄内の指定管理で運営されている児童心理治療施設が委託時に、必要なクールダウン室が未整備で心配な状態が続いている。

大阪市の責任として、児童の安全確保に加え職員の安全のためにもクールダウン室の設置を求める。

4. 里親支援専門相談員の配置について

児童心理治療施設では里親不適合を起こした児童の入所が増えている。高機能化、多機能化を求められる中、今後児童心理治療施設にも、里親支援相談専門員を配置し、里親育成の実習の受入れや、発達障害を抱えた児童対応への相談・助言を行うなど、地域における包括的な里親支援体制に加わる必要性がある。里親支援専門相談員の配置を求める。

5. 職員の加配要望：直接支援職員増員の必要性について

近年、益々施設利用児童の支援内容は複雑で多様化している。全国的な調査でも児童心理治療施設の入所児童は、ほとんどの子どもが虐待を体験しており、自閉症スペクトラムと診断される子どもは約4割、多動性障害を疑われる子どもも多い。児童養護施設や里親、児童自立支援施設からの措置変更も増えており、感情のコントロールが著しく身に付いておらず、激しい暴言・暴力へと一気に行動化するケースが増えている。また日常生活指導上も身辺自立（排泄の支援が必要）が儘ならない子どもや障がいサービスの利用が望ましい子どももおり、精神科薬の服薬率も6割を超えている。

しかしながら、直接支援職員の配置基準が3:1となっているものの、地域小規模児童養護施設ではほぼ1:1にまで引き上げられたことを考慮すると、日常生活支援を正常に送ることのできる人員の配置とはいえない。児童心理治療施設では日常生活においても心理治療を実施しており、より専門性の高い心理治療を実践するためには直接支援職員の増員が必須といえる。措

置費への上乗せは全国規模で要求しているが、大阪市の管轄という大都市型でハイリスクなケースを沢山扱う土地柄を充分ご理解頂き、先ず現在の配置基準を上乗せした直接支援職員の大幅な増員（大阪市独自で市単費の加配）を求めるものである。

6. 職員のメンタルヘルス対策について

入所児童の抱える課題が重篤かつ複雑化している状況を背景に、個別の生活支援や指導・訓練が必要な子どもが増え続け、職員の傷つきやストレスによる休退職は増えており、人材の確保・定着・育成は喫緊の課題となっているが、施設・法人単独での対応では追い付かない状況となっている。人材不足は子どもへの支援・治療低下へ直結する問題であり、これ以上バーンアウト職員を増やさないためにも育成支援やメンタルヘルス対策を大阪市として講じていただきたい。

7. 高校生の塾代・進学等の増額について

施設からの進学率も増えている中、高校生も塾に通う高校生も増えている。

高校生の進学に関する塾費は一般的に考えても高額で、現在の補習費は高校3年生 25,000 円で高校1・2年生は 20,000 円では、到底賄うことはできず、施設からの持ち出しとなっている。

学習塾費として中学生同様入学金、授業料、模試代、教材費、長期休みの講習費に係る実費が全て支弁対象になるようにしていただきたい。